

「第四次倉敷市男女共同参画基本計画（素案）」の

パブリックコメント集約結果

「第四次倉敷市男女共同参画基本計画（素案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数 1人 3件

2 御意見の要旨と市の考え方

次ページのとおりです。

3 今後の予定

今後開催する倉敷市男女共同参画審議会にて意見をお伝えし、審議させて頂く予定としています。

4 参考

意見募集期間 令和2年11月16日（月）～12月15日（火）

御意見をお寄せいただきました皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

倉敷市 市民局 人権政策部 男女共同参画課

	御意見の要旨	倉敷市の考え方
1	<p>第4章計画の内容に「制服についての配慮」がない。制服を男女で一律に分けるのではなく選択制の導入を進めるべきだと考える。倉敷市の産業である制服が性的マイノリティに苦痛を与えている現状を改善すべきである。</p>	<p>今後も性別にかかわらず多様な生き方を選択できる環境づくりを推進するために、実効性のある取り組みについて検討を進める旨を、第3章の「基本目標 多様性のある社会を実現する意識を醸成する」の「施策の方向性」に盛り込んでいます。</p> <p>なお現在、倉敷市教育委員会では、防寒・防犯、性別違和等対応のため、中学校における女子制服選択制を進めています。</p>
2	<p>第4章計画の内容に「パートナーシップ宣誓制度の導入の検討」とあるが既に他の自治体が導入しており、手本となる先行事例が複数ある現状で何を検討する必要があるのか。「パートナーシップ宣誓制度の導入」とすべきだと考える。</p>	<p>パートナーシップ宣誓制度の導入を前提として、積極的な検討を進めていく旨を、第4章の「(7)性的指向・性自認等に関する理解の促進」で示しています。</p>
3	<p>児童が自力で通学できない場合、母親が退職して学校へ送迎をしているケースを多く見ている。子育てと仕事の両立のために、児童の登下校の手段を保障すべきだと考える。</p>	<p>個々の事情に応じて、働き続けながら子育てなどを行う方への雇用の継続を図るため、ワーク・ライフ・バランスを推進する旨を、第4章の「(11)多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実」, 「(12)事業所等への取り組みの促進」で示しています。</p>

パブリックコメント要約版

1 案件名
第四次倉敷市男女共同参画基本計画(素案)について
2 募集期間
令和2年11月16日(月)～令和2年12月15日(火)
3 趣旨
<p>「男女共同参画社会基本法」では、市町村に対して同法第14条第3項において、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を策定するよう努めなければならないとし、基本計画の策定を努力義務としています。</p> <p>倉敷市では、倉敷市男女共同参画条例(平成13年4月1日施行)に男女共同参画基本計画の策定を義務づけ、市民一人ひとりが人間らしく豊かさを実感できる男女共同参画社会の実現をめざして、平成13年度から平成22年度を計画期間とする「くらしき男女共同参画プラン」を、そして、平成23年度から平成27年度を計画期間とする「くらしきハーモニープラン～第二次倉敷市男女共同参画基本計画～」、平成28年度から令和2年度を計画期間とする「くらしきハーモニープラン～第三次倉敷市男女共同参画基本計画～」を策定し、施策を推進してきました。</p> <p>その間、男女共同参画社会実現のための慣習やしきたりに対する意識改善や子育てのための支援体制の充実等について、一定の成果をあげている一方で、政策・方針決定過程への男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進については課題を残しています。</p> <p>また、セクシュアル・ハラスメント、防災や復興、まちづくり、LGBT等の性的指向や性別違和などの分野へのさらなる取組が求められており従来の施策に加え、さまざまな施策を推進しなければならない状況です。</p> <p>こうした現状を踏まえて、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化などから生じている新たな課題に対応するため、「くらしきハーモニープラン～第四次倉敷市男女共同参画基本計画～」を策定するにあたって、市民の皆様の御意見を募集します。</p>
4 資料閲覧場所
男女共同参画課 情報公開室 児島・水島・玉島支所総務課 真備支所市民課 庄・茶屋町・船穂支所
5 提出方法
(1)窓口への提出 ・提出先 上記「4 資料閲覧場所」まで ・提出時間 土曜・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分
(2)郵送 ・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 男女共同参画課 必着
(3)FAX:086-426-0990
(4)Eメール:gndeql@city.kurashiki.okayama.jp
6 問合せ先
市民局 人権政策部 男女共同参画課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 本庁2階 ;086-426-3105 FAX;086-426-0990 アドレス:gndeql@city.kurashiki.okayama.jp